

「千葉県旅館業衛生等管理指導指針改正（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県健康福祉部衛生指導課
生活衛生推進班

1 パブリックコメント実施期間

令和7年7月16日（水）から8月14日（木）まで

2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（11件）

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

No.	御意見の概要	県の考え方
	「V 宿泊者名簿」の内容について	
1	第6項で用いられている「当該」という語は、同項内に指し示す対象がない。 これはおそらく前項（第5項）の「日本国内に住所を有しない外国人宿泊者」を指すものと思われるが、項が明確に分かれている場合、本来であれば「前項の」などと記すべきである。 現状の「当該」という用法は不適切であり、奇異に感じられる。	Vの1～7については宿泊者名簿に関する一連の内容であり、「当該」の使用は適切であると考えます。
2	「日本国内に住所を有しない外国人」の宿泊希望者が、営業者からの「旅券の呈示」の求めに応じない場合、一旦は宿泊させるが、警察に通報するという理解でよいのか。それとも、宿泊を拒否するのか。	宿泊拒否の制限については旅館業法（以下「法」という。）第5条及び千葉県旅館業法施行条例（以下「条例」という。）第15条に規定されており、宿泊しようとする者が、営業者からの「旅券の呈示」の求めに応じないことのみを理由に宿泊を拒否することはできません。 宿泊者の旅券不携帯の可能性がある場合には、最寄りの警察署へ連絡する等の対応を行うことになります。
3	法第5条第1項第2号では、「宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき」に宿泊を拒否できると定められている。	個別事案ごとの判断になりますが、IV宿泊拒否の制限に具体的な解釈の例示がありますので参考としてください。

	この「その他の違法行為・・・をするおそれ」という要件に、オーバーステイや旅券不携帯といった、宿泊希望時点ですでに発生している出入国管理及び難民認定法上の違反が含まれるのか。	
4	宿泊希望者が旅券を提示しない場合に営業者が宿泊を拒否できるのであれば、営業者は、宿泊を拒んだ理由やその日時、拒否された者及びその対応に係る責任者の氏名、法第5条第1項第3号による拒否の場合は、宿泊を拒むまでの経過の概要等を記載し、3年間保存するとされている。 旅券を呈示しない場合に宿泊拒否OKとするのであれば、今回の指針案中に、宿泊拒否に関する一連の対応を保存することが旅券法上求められる旨を注記すべき。	宿泊拒否の制限については法第5条及び条例第15条に規定されており、宿泊しようとする者が、営業者からの「旅券の呈示」の求めに応じないことのみを理由に宿泊を拒否することはできません。
5	「捜査関係事項照会書」を営業者が必ずしも了知しているとは限らないため、「捜査関係事項照会書」の前あるいは後ろに法的根拠である「刑事訴訟法第197条第2項」を明記すべきではないか。個人情報保護法については、法令番号まで引用していることとのバランスも考えるべき。	本指針において使用する用語は、法令等の定義の定めるところによることとしています。
6	第7項にある司法警察職員への任意の協力について、「当該職務の目的に必要な範囲」とは具体的にどのような職務が含まれるのか。具体的な職務の目的の説明なしに、宿泊者名簿の記載事項すべて（法令で必要と認める事項以外の事項を宿泊者に記載させている場合もありえる）を閲覧させねばならないのか。任意の協力である点にかんがみ、具体的な職務内容と必要な情報を司法警察職員に特定・説明させ、営業者に協力の可否を判断する余地を与えるべき。	「当該職務の目的に必要な範囲」については警察官の判断となります。警察官は司法警察職員としての職務において、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとされています。 任意捜査において警察官から宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には協力することが望ましいですが、強制ではありません。

7	第7項の宿泊者名簿の閲覧請求の対象には、宿泊者名簿とともに営業者によって保管された宿泊者の旅券の写しも対象になると解釈してよい。外国旅券には信仰する宗教など「要配慮個人情報」が含まれる場合があるが、現状のルールでは、司法警察職員は法令の定める事務を遂行するためであれば本人の同意なくこれらの情報を取得できてしまう。そもそも、営業者は旅券に記載されているというだけで、これら「要配慮個人情報」まで取得する必要があるのか。もし取得すべきではないのであれば、外国旅券の写しの保存について、要配慮情報を除くべきこと等、詳細に保存方法について記載すべきである。	「当該職務の目的に必要な範囲」については警察官の判断となります。警察官は司法警察職員としての職務において、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとされています。 任意捜査において警察官から宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には協力することが望ましいですが、強制ではありません。
8	捜査関係事項照会に基づかない「警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求」への協力を求めることは、事実上、千葉県が営業者に協力「義務」を課すものと理解してよいか？ 営業者が千葉県からの協力「義務」違反を問われることを恐れ、司法警察職員の要求に半ば協力を強いられることを避けるため、①具体的にどのような説明であれば、「職務の目的に必要な範囲」といえるか、その事例を示すべき。②司法警察側の「職務の目的に必要な範囲」の説明が不明確である場合には、さらなる「職務の目的」やその必要な範囲の説明を求め、それでも不明確な場合には、営業者は閲覧請求を拒否できる旨も定めるべき。司法警察が捜査関係事項照会の「縛り」を回避すべく、捜査関係事項照会を行わない閲覧請求という迂回ルートをあえてとる場合も想定される。そのような野放図な捜査活	「当該職務の目的に必要な範囲」については警察官の判断となります。警察官は司法警察職員としての職務において、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとされています。 任意捜査において警察官から宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には協力することが望ましいですが、強制ではありません。

	動を防ぐため、任意の捜査協力に対しては本指針で何らかの規制や「縛り」をかけなければならないように強く思われる。	
9	宿泊しようとする者が、外国官憲発行の外交・公用旅券所持者である場合でも、本指針により、当然、旅券の写しを求めると解してよいか。外交旅券保有者には、本邦で駐日大使等外交・領事業務に就いている者のほか、トランジット等で本邦に滞在するような本邦の駐日大使館等において外交、領事業務に就いていない者も想定される。	個別事案ごとの判断となりますが、旅券等で本人確認を行った上で宿泊者名簿の記載を行うことが想定されます。
10	第5項にある「日本国内に住所」とは、具体的に何を以て判断するのか。在留カードを保有する中長期在留者であれば住居地が示されるため判断は容易だが、「公用」や「外交」といった在留資格を持つ者は在留カードを保有しない。また、このような立場の者が本邦に「住所」と主張するには、具体的にどのような書類が必要か。	日本国内に住所があるかどうかについては、事前予約情報や宿泊者名簿への記載を基に判断して差し支えありません。
11	宿泊者の旅券呈示拒否が、営業者側の個人情報保護法違反（利用目的の不特定など）に起因する場合も想定される。本指針案では、まず営業者に対して同法に定められた義務の履行を促すべきではないか。	個人情報保護法に限らず、営業者が法令を遵守することは当然のことと考えます。